

建築・設備設計業務等委託特記仕様書（案）

I 業務概要

1. 業務名称 大熊町交流ゾーン基本設計業務委託

2. 履行期間 契約締結の日から平成30年9月28日(金)

3. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (交流ホール・商業施設・宿泊温浴施設)
(2) 敷地の場所 (福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平)
(3) 施設用途 (交流ホール：ホール、総合受付、会議室、広場 等)
(商業施設：店舗 等)
(宿泊温浴施設：宿泊、温浴等)

* それぞれ、平成21年国土交通省告示第15号別添二の下表に該当するものとする。

交流ホール	商業施設	宿泊温浴施設	
		宿泊棟	温浴棟
第十二号第1類	第五号第1類	第九号第1類	第十二号第1類

4. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。

「○」印が付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 (約 15,320 m²)
b. 用途地域及び地区の指定 (都市計画区域 指定なし)

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積（建築基準法に基づく計画面積） (交流ホール : 1,450 m²)
(商業施設 : 550 m²)
(宿泊温浴施設 : 1,060 m²)
b. 主要構造・階数 (交流ホール : S造・平屋（任意）)
(商業施設 : S造・平屋（任意）)
(宿泊温浴施設 : S造・平屋（任意）)

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体 (交流ホール：Ⅱ類、それ以外：Ⅲ類)
- 2) 建築非構造部材 (B類)
- 3) 建築設備 (乙類)

(3) 建設の条件

- a. 予定工事費 (本体工事費約 21 億円 (税抜))

(4) 工事種別

- 新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転
 - ・ 大規模な模様替え
 - ・ 大規模な修繕
 - ・ 改修
- 収容 (使用) 人員、室別面積及び定員 (「大熊町交流ゾーン整備基本計画」参照)

(5) 設備計画

- 電気 (高圧引込・通信引込・受変電・幹線・動力・防災・等)
- 空調 (冷房・暖房・排煙・換気等)
- 給排水衛生 (給排水・雨水・給湯・衛生器具・ガス・消火等)
 - ・ 昇降機 ()
 - ・ その他 ()
 - ・ 室別必要設備 ()

(6) 屋外整備計画

- 交流広場 (1,300 m²程度)
- 外構 (駐車場・歩道・囲障・敷地排水・植栽・舗装等)
 - ・ 解体 ()

(7) 部分引渡

- a. 部分引渡時期
 - ・ 基本設計完了時 ()
 - ・ ()
- b. 部分引渡成果物
 - ・ 基本設計図書 ()
 - ・ ()

(8) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- 大熊町交流ゾーン整備基本計画

6-1. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。また、建築士については、建築士法第 22 条の 2 の講習の課程を修了した者とする (6-2、6-3 において同じ。)

- 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ）による一級建築士
- ・建築士法による一級建築士または二級建築士
- ・建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（建築設備士）
- ・（ ）

6-2. 主任技術者の資格要件

担当分野の業務を分担する主任技術者のうち1名以上は、下記で特記した資格要件を有する者とする。

(1) 建築（意匠）担当者

- 建築士法による一級建築士
- ・建築士法による一級建築士または二級建築士
- ・上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- ・（ ）

(2) 建築（構造）担当者

- ・建築士法による一級建築士
- ・建築士法による一級建築士または二級建築士
- ・上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- （ 構造設計一級建築士または一級建築士 ）

(3) 建築設備（電気・機械）担当者

- 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（設備設計一級建築士または建築設備士）
- ・建築士法による一級建築士または二級建築士
- ・上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- ・（ ）

(4) 積算、その他

- （社）日本建築積算協会が付与する建築積算資格者（建築積算士）
- ・（ ）

6-3. 再委託者の資格要件

担当分野の協力者の技術者の資格要件は、6-2の主任技術者の資格要件と同じとする。

II 業務仕様

本特記仕様書及び委託図書に記載されていない事項は、「建築・設備設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」（福島県）による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務

- a. 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務
- b. 実施設計
 - ・建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - ・建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - ・電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - ・機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- c. 屋外整備設計に関する基本業務
 - 各施設の配置を含めた屋外整備設計に関する基本業務

（２）追加業務の内容及び範囲

- ・積算業務
 - ・建築積算
 - ・積算数量算出書の作成
 - ・単価作成資料の作成
 - ・見積の徴集
 - ・見積検討資料
 - ・電気設備積算
 - ・積算数量算出書の作成
 - ・単価作成資料の作成
 - ・見積の徴集
 - ・見積検討資料
 - ・機械設備積算
 - ・積算数量算出書の作成
 - ・単価作成資料の作成
 - ・見積の徴集
 - ・見積検討資料
- 透視図の作成

[種類（外観・内観）判の大きさ（A3）仕上げ（彩色）枚数（外観5・内観4）額の有無（有）材質（アルミ）]
- ・透視図の写真撮影

[カット枚数（ ）判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ）電子データ（ ）]
- 模型製作

[縮尺（1／200）主要材料（スチレンボード）ケースの有無（有）材質（アクリル）]
- 模型の写真撮影

[カット枚数（24枚程度）判の大きさ（2LA3判 240dpi以上）白黒・カラーの別（カラー）]

電子データ（有）]

- ・建築基準法第6条・第18条に基づく手続き（提出・説明・照合・受領）
- ・仮使用承認申請
- ・建築基準法第43条に基づく許可申請（必要に応じ）
- ・基準法56条の2第1項ただし書きによる許可申請
- ・紛争予防条例または指導要綱に関する各種手続
- ・紛争予防条例等に関する近隣説明への協力
- ・防災計画評定または防災性能評定に関する資料の作成及び手続き業務
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に関する資料の作成及び手続き業務
- ・リサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成
- 仮設工事計画書の作成
 - ・営繕事業広報ポスターの作成
 - ・建築物の保守に関する説明書の作成
 - ・建築物の利用に関する説明書の作成
 - ・住民説明等に必要な資料の作成（法律等に基づくものを除く）
 - ・日影図の作成（日影規制に関する近隣説明への協力を含む）
 - ・総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成
 - ・電波障害に関する近隣説明への協力
 - ・都市計画法第29条による許可申請
 - ・景観法第16条第5項に基づく通知
 - ・コスト縮減検討中間報告書
 - ・コスト縮減検討報告書
 - ・自然公園法・河川法等の関係申請手続き業務（必要に応じ）
 - ・建築環境総合性能評価システム（CASBEE）に係る業務
- 交付金申請に関わる支援業務
 - ・総合維持管理業務仕様書（案）の作成、定期報告書（案）の作成
- 基本・実施設計段階の既存施設の什器・備品等の調査を実施及び配置計画を作成
 - ・長期修繕計画の作成
- 町が行う協議の支援と資料作成
- 維持管理及び運営に関する検討
- 設備機器に係るイニシャル・ランニングコストの比較検討
 - ・その他、本計画で適用される基準類を確認の上、もれなく申請、通知、届出等を行うこと

2. 業務の実施

（1）一般事項

- a. ○基本設計業務

①提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

b. 実施設計業務

①提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。

②積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

③実施設計図には、国土交通省「施工条件明示について」（平成14年5月30日付け国営計第24号）を参考に、明示すべき施工条件を記載する。

④工事施工については、複数選択が可能となるよう鉄骨造の柱脚に既製品を用いる場合は、3社以上（監督員と協議する。）の製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造（RC柱型部分を含む。））が、建築基準関係規定に適合し、かつ、既製品柱脚以外の部材に変更が生じないように設計する。この場合、柱脚部のRC柱型部分のコンクリート強度・柱型の大きさ、主筋径・本数、せん断補強筋・間隔等についても、変更がないよう設計する。また、建築基準法第6条に基づく確認申請には、監督員と協議して前記1社分の既製品柱脚で設計した構造計算書一式を添付するものとし、それ以外の2社分については、参考値として、層間変形角、検定比一覧表、剛性・偏芯率一覧、保有水平耐力一覧、メッセージ一覧、電子データ入力一覧等を確認申請書に添付する。

⑤工事施工において、複数選択が可能となるよう床版にデッキプレートを用いる場合、3社以上（監督員と協議する。）の既製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造）が、建築基準関係規定に適合し、かつ、デッキプレート以外の部材に変更が生じないように設計する。

⑥省エネルギー関係計算書の作成及び申請業務が適用の場合は、エネルギーの合理化等に関する法律に基づく（・標準入力法 ・モデル建物法）の計算を行う。

⑦改修設計において、設計対象範囲に「福島県県有物建築物の非構造部材の減震化計画」に定める非構造部材がある場合は、当該部材の改修方針について監督員と協議する。

（2）適用基準等

本業務に国土交通省及び福島県が制定する以下に掲げる技術基準等（最新版）を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. ○共通（番号等）

・福島県公営住宅標準図

・福島県立高等学校施設設計標準仕様

○人にやさしいまちづくり条例－施設設備マニュアル

○福島県電子納品運用ガイドライン（案）（建築・設備設計業務委託編）

○県有施設の木造化・木質化の推進に関する指針「○木造化○木質化」

[大臣官房官庁営繕部監修]

○官庁施設の基本的性能基準

- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 省エネルギー建築設計指針
- 建築設計業務等電子納品要領（案）
- 建築CAD図面作成要領（案）
 - ・建築物解体工事共通仕様書
- 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- 建築副産物適正処理推進要綱
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 構内舗装・排水設計基準
- 公共建築工事積算基準
- 建築工事公衆災害防止対策要綱

b. ○建築

- 建築工事設計図書作成基準
 - ・敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書「建築工事編」
 - ・公共建築改修工事標準仕様書「建築工事編」
- 木造建築工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 擁壁設計標準図
- 表示・標識基準

c. ○設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書「電気設備工事編」
- 公共建築設備工事標準図「電気設備工事編」
 - ・公共建築改修工事標準仕様書「電気設備工事編」
- 公共建築工事標準仕様書「機械設備工事編」
- 公共建築設備工事標準図「機械設備工事編」

- ・公共建築改修工事標準仕様書「機械設備工事編」
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引
- ・食品ごみ処理設備設計計画指針
- ・オフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドライン

d. ○積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準様式「建築工事編」
- 公共建築工事見積標準様式「建築工事編」
- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築設備工事内訳書標準様式「建築工事編」
- 公共建築設備工事見積標準様式「建築工事編」

(3) 業務計画書

- a. ○業務計画書には、契約図書及び共通仕様書 3. 2 の設計方針に基づき、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 委託業務方針
 - 業務実施体制（社内審査体制を含む。）
 - 担当（技術）者名および資格等
 - 業務実施工程表
 - 協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者名並びに資格等
 - その他、監督員が必要に応じ指定する事項
- b. ○受注者は、業務実施工程表の作成にあたっては、建築確認申請の手続きが必要な場合には、この所要日数を確保したものとし、また、監督員が行う成果物等の確認のための日数を考慮するものとする。
- c. ○受注者は、前項の業務実施工程表の作成（変更の場合を含む。）について、あらかじめ監督員と協議を行うものとする。これを変更する場合も同様とする。
- d. ○受注者は、委託業務について協力者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する協力者及び内容について発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。
- e. ○受注者は、委託業務について再委託者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する再委託者及び内容について発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。この場合、c. の業務実施工程表の作成については、再委託者と十分に協議したもので、監督員と協議することとする。これらは変更する場合も同様とする。
- f. ○受注者は、プロポーザル方式、簡易プロポーザル方式または総合評価方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。

(4) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員または管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（発注者が必要と認めた時）

(5) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲（ ）
 - ・ 指定部分の履行期限（ ）
- b. 同敷地に建設を予定するスーパー及び郵便局の配置計画
本業務は交流ゾーン（交流ホール・商業施設・宿泊温浴施設）の基本設計であるが、同敷地に建設を予定しているスーパー（延べ面積350㎡程度）及び郵便局（延べ面積120㎡程度）の配置についても検討を行うこと。
- c. 成果物の提出場所（大熊町役場企画調整課）
- d. 成果物の取り扱いについて
提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- e. 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - ① 写真は、大熊町が行う事務並びに大熊町が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作権を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複製させ、または譲渡すること。
- f. 構造計算について
構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係るものである場合には認定書の写しを添付して、建築（構造）設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を得なければならない。
- g. 省エネルギー計算について
省エネルギー計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、各設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を得なければならない。
- h. 特別経費について
本業務では特別経費として、次の費用を見込んでいる。
 - ・ 省エネルギー計算書作成及び申請手続きに係る経費
 - 透視図作成費
 - 模型作成費（写真含む）

- ・構造適合性判定手数料（ 棟、 棟、 棟）
- ・確認申請手数料（建築物、昇降機、工作物）
- 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）登録手数料
- ・（ ）

3. 成果物

(1) 基本設計

成果物	記載する内容
<p>a. 建築（総合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築（総合）基本設計図書 <ul style="list-style-type: none"> 計画説明書 仕様概要書 仕上げ概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 日影図 防火区画図 屋外整備計画図 ○工事費概算書 ○仮設計画概要書 ○（ 外構計画図 ） 	<p>建築基本設計図書には、建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画、断面計画、色彩計画、セキュリティ計画、防災計画、外構計画（敷地造成基本計画を含む。）、雨水排水計画、工程計画、仮設計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書を添付する。</p> <p>工事費概算書には、建築、電気設備、機械設備、外構、再生エネルギー等の工事費概算を、本項目にまとめて作成することができる。</p>
<p>b. 建築（構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築（構造）基本設計図書 <ul style="list-style-type: none"> 構造計画説明図 構造設計概要書 ○工事費概算書 ○（ その他必要な図面 ） 	<p>構造計画説明書には、用途に応じた荷重計画、主要架構計画、基礎計画、その他当該構造計画を決定するために必要な資料及び検討書等を添付する。</p>
<p>c. 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気設備基本設計図書 <ul style="list-style-type: none"> 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ○工事費概算書 ○（ その他必要な図面 ） <p>d. 機械設備</p>	<p>電気設備基本設計図書には、電気設備（強電・弱電等）方式選定検討書、電力等概略計算書、防災設備計画書、外構設備計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等を添付する。</p>

<p>○機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書</p> <p>○工事費概算書</p> <p>○（ その他必要な図面 ）</p>	<p>機械設備基本設計図書には、各機械設備方式選定 検討書、概略計算書、防災設備計画書、外構設備 計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定 するための資料及び検討書等を添付する。</p>
<p>e. 省エネルギー及び再生可能エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象建築物の省エネルギー計画書 ・省エネルギー関係計算書（モデル建物法） ・再生可能エネルギー導入計画検討書 ・工事費概算書 ・（ ） 	<p>建築、電気設備、機械設備その他必要となるもの について建築・設備で一体的に作成する。</p>
<p>f. その他</p> <p>○透視図</p> <p>○模型</p> <p>○（ ）</p>	<p>外観：A3×5、内観：A3×4 1/200、ケース有、彩色仕上げ</p>
<p>g. 資料</p> <p>○各種技術資料</p> <p>○各記録書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物総合環境性の評価システム(CASBEE)目標 値報告書 ・グリーン庁舎評価システム(GBES)目標値報告書 ・グリーン診断・改修計画システム(GBES-Re)目 標値報告書 <p>○（LCM計画書 ・設備機器イニシャル・ラン ニングコスト比較検討資料 ・工事予定工程 表 ・敷地調査確認書 ・業務計画書 ・業務日 誌 ・成果物一覧 ・総合工程表 ・基本設計ス ケジュール ・各種申請及び届出書類 ・報告書 （法規調査・現地調査） ・その他必要な資料 ）</p>	

- (注)：建築（構造）の成果物は、建築（意匠）基本設計の成果物の中に含めることができる。
- ：電気設備及び機械設備の成果物は、建築（意匠）基本設計の成果物の中に含めることができる。
- ：建築（意匠）設計図は、適宜、追加してもよい。
- ：成果物は、監督員の指示により、製本とする。
- ：電子データの提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領（案）」及び「建築CAD 図面作成要領（案）」による。

(2) 実施設計

成果物	縮尺	備考
<p>a. 建築（総合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（総合）設計図 <ul style="list-style-type: none"> 建築物概要書 仕様書 仕上げ表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 外構図 日影図 総合仮設計画図 ・ 昇降機設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 昇降機設備図 搬送機設備図 昇降機設備設計計算書 ・ 建築確認図書 ・ 中高層建築物の届出書 ・ （ 図面リスト・工事区分表・建具キープラン・サイン計画図・床伏図（各階）・雑詳細図・ディテールシート・屋外排水平面図詳細図縦断面図・その他必要な図面 ） 		
<p>b. 建築（構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（構造）設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 		

<p>各部断面図 標準詳細図 各部詳細図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算書 ・ 工事費概算書 ・ 建築確認図書 ・ (図面リスト・RC造配筋標準図・RC造架 構詳細図・鉄骨構造標準図・鉄骨架構詳細図・ その他必要な図面) 		
<p>c. 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 静止形電源設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 電気時計拡声設備図 誘導支援設備図 インターホン設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 		<p>(外部保護図、内部保護図、電磁 インパルスに対する機器の保護 図、雷保護領域図、SPDによる 防護図他)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備設計計算書 ・建築確認図書 ・（ 図面リスト・工事概要・凡例・系統図・弱電設備平面図・分電盤結線図・器具リスト・器具姿図・詳細図・その他必要な図面 ） 		
<p>d. 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気調和設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図 ・給排水衛生設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 ・ 器具表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 屋外設備図 ・（ 工事概要・系統図・詳細図・昇降機設備図・昇降機設備機器姿図・昇降機設備機器使用図・その他必要な図面 ） 		
<p>e. 建築積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事積算数量算出書 ・建築工事積算数量調書 ・複合単価等作成資料 ・見積書等関係資料 		<p>数量算出書、数量調書については、複数者による検算を行うこと。 3社見積りを揃えること。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ () 		
f. 電気設備積算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備工事積算数量算出書 ・ 電気設備工事積算数量調書 ・ 複合単価等作成資料 ・ 見積書等関係資料 ・ () 		e. に同じ
g. 機械設備積算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備工事積算数量算出書 ・ 機械設備工事積算数量調書 ・ 複合単価等作成資料 ・ 見積書等関係資料 ・ () 		e. に同じ
h. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 透視図 ・ 透視図の写真 ・ 模型 ・ 模型の写真 ・ 防災計画書 ・ 省エネルギー関係計算書 (・ 標準入力法 ・ モデル建物法) ・ 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) ・ リサイクル計画書 ・ 木材使用状況報告書 ・ 防災性能評価シート ・ 概略工事工程表 ・ 設計説明書 ・ 営繕事業広報ポスター ・ 施設使用条件書 ・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) ・ グリーン庁舎評価システム (GBES) ・ グリーン診断・改修計画システム (GBES-Re) ・ 維持管理費の算出 ・ UDチェックリスト ・ 建築物等の利用に関する説明書 ・ 長期修繕計画 ・ 施工計画に関する留意事項検討書 ・ 設計委託業務チェックリスト < 試行版 > 	1 : 2 0 0	外観 : A3×5、内観 : A3×4 ケース有、彩色仕上げ

<ul style="list-style-type: none"> ・（ 法令調査報告書及び関係法令チェック表・敷地調査確認書・その他必要な資料 ） 		
<p>i. 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種技術資料 ・ 構造計算データ ・ 各記録書 ・（ LCM計画書・業務計画書・業務日誌・成果物一覧・総合工程表・実施設計スケジュール・その他必要な資料 ） 		
<p>・新築工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 建築、電気設備、機械設備の各設計図の審査用資料を履行期限の15日前までに監督員に提出する。 2) 構造部・構造計算書・省エネルギー関係計算書・関係図書については、各設計図面が確定する前に、監督員に提出して審査を受けるものとする。 3) 建築積算、電気設備積算、機械設備積算については、履行期限の15日前までに監督員に提出する。 		

注) : 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）実施設計の成果物の中に含めることができる。

: 設計図は、適宜、追加してもよい。

: 成果物は、監督員の指示により、製本とする。

: 電子データ等の提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領（案）」及び「建築CAD図面作成要領（案）」による。

Ⅲ 成果物の納入部数

基本設計・実施設計			
共通事項	電子媒体 ○CD-R、DVD-R等 2部 (業務計画書、打合せ記録簿、成果物1式)	福島県電子納品運用ガイドライン (案)(建築・設備設計業務委託編) による。	
	設計図書等の種類	摘要	
基本設計	○基本設計説明書(原本) 1部 ○基本設計説明書(製本) 2部		
実施設計	設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・原図 1式 ・CADデータ 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・起工伺い用図面(白焼図) 各1部 	A4版折込製本
		<ul style="list-style-type: none"> ・保存用図面(白焼図) 各1部 ・工事管理用図面(白焼図) A3縮小版各6部 	2つ折り製本とし、背表紙は下記の色分けとする。 建築 ~ 黒 電気設備 ~ 赤 機械設備 ~ 青
		<ul style="list-style-type: none"> ・施工用図面 杭事業 2部 建築 2部 電気設備 2部 機械設備 2部 	片綴りとする。
	工事費算出書	<ul style="list-style-type: none"> ・現行(金入内訳書) 各1部 ・電子媒体 1式 ・積算根拠資料 1式 ・各調査書 1式 ・各積算数量算出書 1式 ・各積算数量調書 1式 ・() 	積算補助システムを利用し、電子媒体で納品する。
	計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・構造計算書 1部 ・電気設備各計算書 1部 ・機械設備各計算書 1部 ・工作物等各計算書 1部 ・省エネルギー関係計算書 1部 ・() 	監督員の指示により、作成する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・透視図 9枚 ・模型 1個 ・防災計画書 1部 ・リサイクル計画書 1部 ・概略工事工程表 1部 ・建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) 1部 ・建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) 1部 ・維持管理費の算出 1部 ・UDチェックリスト 1部 ・LCM計画書 1部 ・設計委託業務チェックリスト<試行版> ・ () 	外観：A3×5、内観：A3×4 1/200、彩色仕上げ
設計図書等の種類		摘要
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・計画通知、確認申請図書 1式 ・消防施設申請書 1式 ・公共下水使用申請書 1式 ・給水施設確認申請書 1式 ・日影図 1部 ・防災計画書 1部 ・ () 1式 	

IV 貸与資料

資料名	摘要
○敷地計画平面図 ・敷地測量図 ・地盤調査資料 ・基本計画構想 ・補助関係設計基準 ・同上関係図 ・設計要領 ・ ()	
貸与場所 (大熊町役場復興事業課) 貸与時期 (委託期間開始) 返却場所 (大熊町役場復興事業課) 返却時期 (委託期間終了)	

V 設計原図の材質及び大きさ等

- 1) 設計原図の材質
 - ・トレーシングペーパー
 - (白紙)
- 2) 設計原図の大きさ
 - ・A1版
 - ・A2版
 - A3版
- 3) 原図の様式は、下図を標準とする。

設計図



表紙

